

政党、国会議員への企業・団体献金の全面禁止を求める決議

国会議員への「口きき」による、あっせん利得疑惑をきっかけに、腐敗政治の元凶になっている企業・団体献金の全面禁止が改めて議論に上っている。金もうけが目的の企業が献金するのは見返りを求めるからであり、政党への企業・団体献金は、政治家がつくる政党支部に対するものを含めて全面禁止するとともに、形を変えた企業献金である政治資金集めのパーティー券代の負担なども禁止することが急務である。現行の政治資金規正法は、政治家個人への献金は「賄賂」になりやすいということで、献金は政党に限っている。ところが政治家がつくる政党支部への献金は認めており、直接・間接の政党支部への献金が企業献金の抜け穴になっている。また、政治資金集めのパーティー券代を企業が負担したり、企業の役員に形ばかりの個人献金をさせその分を企業が補填したりするなどの形での抜け穴も横行している。こうした事実上の企業献金を含め企業・団体献金を全面禁止しない限り、腐敗の根を断つことはできない。抜け穴を残さないために、自粛でなく全面禁止こそ不可欠である。

よって、本市議会は、政党及び国会議員に対し、企業団体献金の全面禁止を求めるものである。

上記、決議する。

平成28年3月29日

三 鷹 市 議 会